

○ 秋田県入札公告

不要物品（古紙類）の売り払いについて次のとおり入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年5月12日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

- (1) 売却品の名称
古紙類
- (2) 予定数量
128,000kg（分類は仕様書のとおり）
- (3) 契約期間
契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約方法
古紙類1kg当たりの単価契約
- (5) 引渡場所及び方法
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納が無い者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納が無い者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 古物商許可証、一般廃棄物収集運搬許可証又は廃棄物再生事業者登録証を有する者であること。
- (6) 秋田県内に営業所を有していること。
- (7) 本件入札に係る入札参加申請書等を提出していること。

3 契約事項を示す場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局 財産活用課 庁舎管理チーム（電話番号 018-860-2732）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札執行の日時及び場所

令和8年5月21日（木）午後3時00分
秋田県庁地下1階 財産活用課入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則第160条から163条の規定による。

6 その他

- (1) 入札の方法
古紙類1kg当たりの単価により行う。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとすること。
- (2) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 落札者の決定方法
予定価格以上であり、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (4) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された入札参加申請書等を提出すること。
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。